

## 旅費規程

### (旅費の支給)

第1条 本学会の活動に関わる用務により出張の必要が生じた場合、本人の申し出に応じて本規程により旅費を支給することができる。

2 旅費、用務の状況その他により、この規程によりがたい場合は、理事会で協議の上、別段の取り扱いをすることができる。

### (旅費の計算)

第2条 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、用務上の必要性その他やむを得ない理由で、その経路及び方法によることができなかつた場合は、現によつた経路及び方法によって計算する。

### (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

### (鉄道賃)

第4条 鉄道賃の額は、その出張に必要な次の各号に掲げる運賃等の合計額とする。

- (1) 運賃 その乗車に要する運賃の額
- (2) 急行料金 急行料金を徴する場合、その乗車に要する急行料金の額
- (3) 座席指定料金 座席指定料金を徴する場合、その乗車に要する座席指定料金の額
- (4) 寝台料金を必要とする場合、その乗車に要する寝台料金

2 前項第2号の急行料金は、特別急行列車（新幹線を含む。）を運行する路線にあつては片道100キロメートル以上、普通急行列車を運行する路線にあつては片道50キロメートル以上乗車する場合に支給する。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

3 第1項第3号の座席指定料金は、座席指定料金を徴する路線に片道50キロメートル以上乗車する場合に支給する。

### (船賃)

第5条 船賃の額は、その出張に必要な次の各号に掲げる運賃等の合計額とする。

- (1) 運賃 その乗船に要する運賃の額
- (2) 急行料金を必要とする場合 その乗船に要する急行料金
- (3) 寝台料金を必要とする場合 その乗船に要する寝台料金
- (4) 座席指定料金を必要とする場合 その乗船に要する座席指定料

(航空賃)

第6条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃の額とする。ただし、特にやむを得ない場合を除き普通運賃とし、スーパーシート等の利用料は支給しない。

(車賃)

第7条 車賃の額は、定期運行の乗合旅客自動車の運賃とする。ただし、業務上の必要性その他やむを得ない事情により乗用旅客自動車を利用した場合は、その実費額を支給する。

(宿泊料)

第8条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料の額とする。ただし、その額が1万5,000円を超えるときは、1万5,000円とする。

(日当)

第9条 日当の額は、1日当たり2,000円とする。ただし、日帰りの出張の場合は、支給しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月29日から施行する。